第1回

ひょうご生産性向上マイスター事業所の募集について

兵庫県では、介護現場において、介護テクノロジーの活用等により生産性向上に先導的に取り組む事業所を「ひょうご生産性向上マイスター事業所」として認定します。マイスター事業所には、視察の受入れや助言等を通じ、その取組を県内へ広く発信していただきます。

募集期間	令和8年9月9日(水)～令和8年11月4日(水)
対象事業所	介護保険法に基づく介護サービス事業所及び介護保険施設
マイスター事業所の要件	(1) 事業所において介護テクノロジーを導入し、生産性向上の取組を実践するとともに、PDCA サイクルによる継続的な改善を行っていること (2) (1) の取組が、介護テクノロジーの導入を検討する事業所にとってモデルとなる先導的な内容であること
マイスター事業所の決定	要件について、現地調査や生産性向上アドバイザー（ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター）による伴走支援を実施し、審査会で決定します。
認定期間	3年間（令和9年4月1日～令和 12 年3月 31 日）※更新（3年間）あり
マイスター事業所の役割	(1) 介護テクノロジーの導入を検討する事業所等に対して視察の受入れ及び事業所への訪問による助言を実施 (2) 実践発表・報告・事例作成等を通じた普及啓発

認定後のメリット

- 「生産性向上マイスター事業所」として認定された場合、県が優良事例として広く周知・広報を行います。
- 視察の受入れや訪問による助言を行っていただいた場合、謝金・旅費は県が支給（回数制限あり）します。
- 特に優れた取組をしているマイスター事業所は、次年度以降の介護テクノロジー導入に関する補助事業の優先採択を予定しています。

check

募集要項等

募集要項・申請書類等については
ホームページをご覧ください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/seisansei_master.html

contact

問い合せ先

兵庫県福祉部高齢政策課　介護基盤整備班
078-341-7711（内線 73505）
koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp